

基本方針改定原案に対していただいたご意見への回答

1	P.9	屋内安全確保が可能な条件①～③をすべて満たしたとしても、以下のようなケースでは、建物構造の観点から、屋内安全確保は難しいと考えます。（本原案上、「建物構造を考慮して、屋内安全確保を判断する」というような文言を記載する想定はありますでしょうか。） （例）木造3階建ての戸建て住宅において1階が浸水する被害想定だった場合、食料や簡易トイレ等の必要備蓄があるため、浸水しない上階での屋内安全確保を望むとしたとき。鉄筋鉄骨造のマンションと異なり、木造住宅の低層階が浸水した状態でも上階で長期間の生活は構造的に可能か。（構造的な安全性や衛生面など） →以下の理由により原案のままとします 国の避難情報ガイドライン並びに首都圏の広域避難ガイドラインにて、家屋倒壊等氾濫想定区域内の木造住宅については倒壊の恐れがあるため立ち退き避難を推奨することが記載されていますが、家屋倒壊等氾濫想定区域外の浸水想定区域については、建物構造上の違いによる安全性や衛生面の違いについて言及されていません。今後、国から建物構造別に指針が出た際には検討の必要があると考えます。
2	P.9 （同記載の P.19、 P.22、 P.44、 P.64）	屋内安全確保が可能な条件を記載している箇所には、全て詳細を記載している P.28 の 3.3.を参照する注釈等を付与した方が良いと考えます。 →反映しました
3	P.33	表 9 の受入れ可能な人数の注釈では「車いすや簡易ベッド等を使用するため、実際に収容を見込める人数として算出」とありますが、準補完型は以下の式での算出と伺っています。高台水害対応避難場所は算出式が注釈で記載(P.32)されていますが、準補完型は記載しなくて良いのでしょうか。 （算出式）有効面積÷1.65＝受入れ可能人数 ※1.65…3.3㎡を2人で使用した場合の一人あたりの面積。 →以下のとおり、反映しました ※準補完型福祉避難所の受け入れ人数は、車いすや簡易ベッド等を使用するため、実際に収容を見込める面積（有効面積）に対し、3.3㎡：2人として算出している。その他の福祉避難所は、各施設の受け入れ可能人数を元に算出している。

4	P.33	表 9 の受入れ可能人数は、要支援者本人だけでなく同行する支援者 1 名を含む認識です。表中に記載の人数分、要支援者を受入れできると誤解されないような記述が必要ではないでしょうか。 要支援者単身での避難のほか、要支援者本人と同行者 1 名の計 2 名での避難を受入れる認識です。福祉避難所を例に挙げると、$2,614 \geq x \geq 1,307$ (x=要支援者数) になると考えます。 →反映しました 以下のとおり文言を追加しました。 ※準補完型福祉避難所は、改築校など比較的设备が整っているため、災害時要支援者や要配慮者利用施設の避難者及びその介助者を優先して受け入れるものとする。
5	P.33	表 9 の「その他福祉避難所（通所型・介護型）25 施設」の記載に「補完型」の記述がないのは、何か意図があつてのことでしょうか。（補完型も含め 25 施設と認識しています。） →修正しました 補完型の記述を追加します。
6	P.33	2 つ目の注釈文中にある「災害時要支援者」は「避難行動要支援者」のことでしょうか。 →修正しました 以下のとおり文言を修正しました。 ※準補完型福祉避難所は、改築校など比較的设备が整っているため、<u>避難行動</u>要支援者や要配慮者利用施設の避難者及びその介助者を優先して受け入れるものとする。
7	P.33	表 9 の「その他福祉避難所 25 施設」と、中段の説明の「上記以外にも、北区内の高齢者利用施設や障害者通所施設などを指定した「福祉避難所」や ～省略～ がある。」というのは、同じことを指していますでしょうか。 →修正しました 重複していたため、福祉避難所の記述を削除します。
8	P.45	避難行動要支援者名簿に登録されている人数について、「令和 6 年 12 月 1 日現在」としていただけますでしょうか。 →反映しました
9	P.49	令和 6 年度までに実施した主な水害対策事業と令和 7 年度に実施予定の記述について、「要支援者用マイ・タイムライン」の記載はしないのでしょうか。P.2 の改定の目的では、「個別避難計画作成や要支援者用マイ・

		タイムラインの作成支援を進めているところである」と記載があります。整合性を図るために以下のような記載はいかがでしょうか。 （記載案）・個別避難計画の作成／要支援者用マイ・タイムラインの作成支援 →反映しました
10	P.49	令和 6 年度までに実施した主な水害対策事業と令和 7 年度に実施予定の記述の中で、以下の事業を記載していただくことは可能でしょうか。 （記載案）・大規模水害を想定した福祉避難所（介護型）の開設運営訓練 →反映しました
11	P.50	避難行動支援計画について記載がありますが、今回の基本方針改定を受け、屋内安全確保の方針が定まるのであれば、下位に位置する避難行動支援計画についても、今後反映（改定）を検討いただくことは可能でしょうか。 →今後検討してまいります
12	P.50	避難行動支援計画についての 2 段落目ですが、「今後、避難行動支援計画を元に個別避難計画や避難確保計画の実効性について検討していく必要がある」とは具体的にどのようなイメージでしょうか。この項目は「避難行動支援計画」のところなので、「個別避難計画や避難確保計画の実効性を検証のうえ、避難行動支援計画の改定も検討していく必要がある」というような方向性もあり得ますでしょうか。 →今後検討してまいります
13	P.52～	地区ごとの屋内安全確保に関する方針を記載しています。屋内安全確保の条件に全く該当しない地区においては、屋内安全確保が不可の旨を強調した方がよいのではないのでしょうか。（改定案では「早めの高台への避難を推奨する」という推奨のメッセージに留まっています。） →反映しました ・全地域、浸水継続時間が長期間に渡るため、屋内安全確保はできません。早めに高台へ避難すること。
14	P.64	用語の説明において、本文中に登場する以下の用語は記載する考えはありますか。 ・個別避難計画 ・要支援者用マイ・タイムライン →反映しました
15	P.65	避難行動要支援者の用語説明について、災害対策基本法第 49 条の 10 では、「災害時要援護者」の記載はありません。今回の改定目的と異なり

		ますが、訂正をお願いできますでしょうか。 誤：要配慮者（災害時要援護者）のうち、 正：要配慮者のうち、
		→訂正しました